

重点事項推進WG・横断的制度分野担当SW

「一定期間経過後の規制の見直し基準」調査票

1. 法令等の名称・番号	製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について (平成3年5月28日消防庁通知消防危第48号)
2. 所管府省庁	総務省消防庁
3. 根拠法令	消防組織法第20条
4. 定期的見直し条項の有無、その内容	なし
定期的見直し条項がある場合 当該期間を設定した理由	-
定期的見直し条項がない場合 定期的見直しを行うことについての評価	本指針は、下記の通り必要が生じた際に適時見直しを行っているものであり、定期的見直しの必要性はないものと考えている。
5. 過去の見直しの経緯	平成8年2月13日消防危第28号 平成10年9月4日消防危第79号 平成11年6月15日消防危第57号 平成13年3月27日消防危第37号 平成16年3月18日消防危第33号
見直しを行っている場合 見直しの理由、考え方 見直しの範囲とその内容	見直しの理由は以下のとおり。 ・定期点検の対象となる施設の位置、構造及び設備の技術上の基準が改正され、点検方法の見直しが必要となったもの。 ・点検方法に係る技術革新等への対応に伴い、点検方法の見直しが必要となったもの。 見直しの範囲については以下の事例がある。 ・技術基準に係る政令等の改正に伴い、本通知を改正したもの。 ・本通知単独で見直しを行ったもの。
見直しを行っていない場合 見直しを行っていない理由、規制を長期間維持することについての考え方	-

危険物施設の定期点検制度について

○ 概要

特定の製造所等について、所有者、管理者又は占有者は、当該施設の位置、構造及び設備が技術上の基準(法第10条第4項)に適合しているかどうか定期的(原則1年に1回以上)に点検し、その点検記録を作成し、これを保存する義務を課している。

○ 定期点検の方法

- ・ 定期点検の方法は、屋外貯蔵タンクの内部点検、地下埋設タンク等の漏れの点検等を除き、製造所等を外部からみて異状がないかどうか、目視による外部点検が中心になる。
- ・ 点検作業が、円滑、的確に行われるよう点検についての指針を消防庁から示している。

(参考)

○ 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)

第12条 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第14条の3の2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。